

喫煙のルールを守りましょう

ID 1018022

健康増進課 ☎(626)1128

改正健康増進法により、令和元年7月から病院や学校、行政機関では原則敷地内禁煙となりました。

さらに、4月からは、さまざまな施設で原則屋内禁煙となり、望まない受動喫煙を防止するための取り組みが始まります。喫煙する場合は、施設ごとのルールを守り、定められた場所で喫煙しましょう。屋外での喫煙も、できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙したり、近くに人がいる場合は喫煙を控えたりするなど、周囲の状況に配慮しましょう。

このように変わります/

- ▼**原則屋内禁煙** 4月から、飲食店、百貨店、オフィス、事業所、工場、ホテル・旅館（客室を除く）などの施設では、原則屋内禁煙になります。
- ▼**喫煙エリアへの立入禁止** 従業員も含め、20歳未満の人は、喫煙エリアには入れません。
- ▼**喫煙は喫煙室で** 屋内では、喫煙室内以外での喫煙はできません。また、喫煙室には標識を掲示することが義務付けられます（下のイラスト参照）。

特集

屋内喫煙ができる施設の例

1 屋内に喫煙専用室がある施設

- ▼屋内は、喫煙専用室内でのみ喫煙できます。喫煙専用室内では、喫煙以外(飲食など)はできません。

2 屋内に加熱式たばこ専用喫煙室がある施設

- ▼屋内は、加熱式たばこ専用喫煙室内でのみ喫煙できます(紙巻たばこ不可。飲食などは可)。

3 屋内の全てを喫煙可としている飲食店

- ▼屋内で喫煙することができ、喫煙以外(飲食など)も可能です。

